

相手国政府・ 相手国関係機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力注3) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モンゴルの	モンゴルの国政府に対する贈与に 関する日本国政府とモンゴルの 政府との間の交換公文	経済社会開発院に係る計画等を実施するために必要な商 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	200,000千円 -----	2019.3.12 ウランバートルで (同日)	日本側 高岡正人 モンゴルの側 チメド・フレル バートル大蔵大臣	2019.4.16 127号
モンゴルの	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とモンゴルの 国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	309,000千円 2027.12.31まで	2019.6.11 ウランバートルで (同日)	日本側 高岡正人 モンゴルの側 チメド・フレル バートル大蔵大臣	2019.6.24 49号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。